

紀伊国阿弓河荘の文永・建治の相論

西*
谷 正 浩

はじめに

紀伊国阿弓河荘は、地頭が「ミミヲキリ、ハナヲソギ」と百姓を威嚇した片仮名言上状の存在によってよく知られた荘園である。鎌倉中後期を中心に関係史料にも恵まれ、これらを対象にした研究分野も多岐にわたる。筆者は、前稿で阿弓河荘の荘園制的関係について考察したが〔西谷二〇二三〕、続いて本稿では、文永年間と建治年間の相論を取りあげたい。とくに建治の相論は、著名な片仮名言上状の成立に関わることから、これまでも盛んに論じられてきた。建治相論は、百姓が地頭湯浅氏の非法苛法を本所円満院に訴えた本所裁判から始まり、荘園領主と地頭が六波羅

*福岡大学人文学部教授

法廷で争う激しい訴訟へと展開していった。

阿弔河莊の相論を本格的に分析した最初の研究は、一九六五年の仲村研の論考であった〔仲村一九六五〕。仲村は、片仮名言上状の成立を阿弔河莊をめぐる複雑な政治情勢のなかに位置づけ、片仮名言上状は領家寂楽寺の預所從蓮の指導のもとで作成され、対地頭訴訟を効果的にする手段として六波羅法廷に提出されたと論じた。

阿弔河莊の關係史料は相論文書や年未詳文書が多く、事実關係を正確に捉えるのが容易ではない。一九八八年の論考で河野通明は、關係史料を広く検討して相論の全貌に迫った〔河野一九八八〕。河野は、本家・領家間の矛盾を指摘し、六波羅裁判で地頭と争ったのは、領家寂楽寺の権限を吸収した本家円満院であるとした。河野の力作を契機に、一九九〇年代ごろ阿弔河莊研究は活況を呈した。黒田弘子・高橋修・高橋典幸は史料の分析をさらに進めて、先行研究の理解を修正する見解を提示した。黒田はとくに本所裁判をめぐる動向を詳細に論じ、本所裁判から武家裁判にいたる経緯を明らかにした〔黒田一九九〇・一九九七・一九九九〕。高橋修は、建治相論に先行する正元・文永年間の相論をとりあげ、建治相論にいたる過程を段階的に示した〔高橋修一九九〇・二〇〇〇b〕。高橋典幸は、地頭湯浅氏が兼帯した所職が預所代官（雑掌）であることを実証した〔高橋典幸一九九九〕。この発見は莊園領主と地頭の対抗關係を正しく理解する道を開いた。また、黒田と高橋典幸は、本所（円満院宮）の令旨と領家挙状で武家裁判に系属したことから、本所・領家が連携して武家裁判に臨んだとする〔黒田一九九七、高橋典幸一九九九〕。

その後、文永・建治の相論を正面から取り上げた研究は長らく現れなかったが、最近、今後の研究の起点となる重

要な論考が発表された。伊藤哲平と鎌倉佐保の共著にかかる連作「紀伊国阿弋河荘とその史料」である〔伊藤・鎌倉二〇一八・二〇二一・二〇二二〕。この論文は先行論文を丁寧^ニに検討し、現在における阿弋河荘研究の水準を提示する。また、高野山文書の写真版と照合し、史料を丹念に読み込んで、筆跡の同定や無年号文書の年次比定を行い、貴重な史実の発掘にも成功している。

さて、今回の議論に関わる範囲でいうと、前稿では以下のような事柄を明らかにした。

莊園制成初期には、一般に高位の預所を領家と美称したが、鎌倉時代には莊園制に関する語彙が多義化し、莊園の根本的な支配者をさして領家とよぶ用法が広まり、中世後期には、領家・本所が莊園所有者を表す概念となった〔西谷二〇〇六、二七六～二七九頁〕。阿弋河荘研究では、円満院を本家、寂楽寺を領家とする理解が定説となっているが、これについては改めるべきことを前稿で論じた。

寂楽寺領の本家は、名目的には寂楽寺自体であったが、実体としては検校職を握る平等院門跡が実権を掌握しており、その実権者を本所や領家とよんだ。任快・教快父子は、任快が平等院門跡の桜井宮覚仁法親王の坊官で、おそらくその長である庁務、教快が熊野三山検校を務めた覚仁側近の修験の実力者であり、父子と桜井宮は親密な関係にあった。文永三年（一二六六）宮の没後、平等院門跡は円満院宮円助法親王が継承したが、寂楽寺別当職をもつ任快は、寂楽寺を平等院門跡領から切り離して別当の別相伝とすることに成功した。しかし文永五年末には、円助法親王はすでに別相伝を回収し、寂楽寺領を含む平等院門跡領を惣領していた。本所の地位は失うが、任快・教快父子は本

所円助法親王のもとで阿弓河莊の預所に補任された。阿弓河莊の文永の相論は、任快が別相伝領の本所であった二年ほどの短い時期におきた。一方、建治の相論では、任快・教快は預所として前面に立って地頭と対決した。つまり、同じ地頭相手の相論でも任快の立場には移動があり、このことが相論に与えた影響は小さくない。

本所円満院門跡の直務支配が強化され、預所の立場は形骸化したという理解（金一九九四・一九九七）が有力視されている。しかし私見では、依然として、預所を通じた請負制型の莊務体制が継続していたと理解している。また、高野山文書として伝来する外部から流入した文書は、基本的に任快が所持した預所の関係文書であったとみている。これらについては、本稿の行論のなかで検討していきたい。高野山文書の阿弓河莊関係史料の顕著な傾向は、文永・建治年間を中心に鎌倉中期に集中的に伝来し、かつ、六波羅探題の裁判を中心にした訴訟関係文書が豊富なことである。阿弓河莊の建治相論を検討する過程で、当時の幕府裁判の興味深い一面が浮かび上がってきた。これについても述べてみたい。

本稿の行論は以下の通りである。第一章では文永の相論を概観する。この相論は、新領家任快のもとで生じた来納問題に端を発し、請所の地頭湯浅氏の年貢抑留を主たる争点とした。その後、円満院宮のもとで任快は預所となった。預所と湯浅氏の間で和与が成立し、湯浅氏は請所として莊務に関与した。第二章では、預所とその代理人である雑掌の関係を中心に考察を進める。地頭と雑掌（請所）を兼帯する湯浅氏の新儀非法は止まず、湯浅氏と上村百姓の対立が激化していった。建治元年（一二七五）、莊園領主は湯浅氏の請所を解雇し、同氏の濫妨停止をもとめて六波羅

探題に提訴した。第三章では、建治相論において湯浅氏と対決した莊園領主側の訴訟スタッフの実態を探っていく。第四章では、建治相論の展開を具体的に追いかけていく。ここからは、鎌倉中期における鎌倉幕府裁判制度の隠れた一面がかいまみえてきた。建治相論は湯浅氏の勝訴で終決したとみられる。第五章では、この結末にいたった事情を考えてみたい。

さて、阿弔河莊の関係史料は以下で活字化されている。①『大日本古文書 高野山文書』(全八冊、一九〇四～〇七年)。②仲村研編『紀伊国阿弔河莊史料』一・二(吉川弘文館、一九七六年)。③『清水町誌 史料編』(一九八二年)は「高野山御影堂文書」の翻刻と写真を掲載する。④山本進吉編『正智院文書』(吉川弘文館、二〇〇四年)は「高野山正智院文書」の翻刻と写真を掲載する。また、⑤高野山靈宝館編『高野山文書 宝簡集・続宝簡集・又続宝簡集』(DVD・ROM、PDF版、小林写真工業、二〇〇四年)で、『高野山文書』の写真版が公開された。本文・注で史料番号を示す場合は、①を「宝簡(番号)」「続宝(番号)」「又続(番号)」、②を「阿弔河(番号)」、③を「御影堂文書(番号)」、④を「正智院文書(番号)」と略記する。典拠史料の提示に関しては、原則として、初回は文書名と①②、二回目以降は②のみを記した。なお、引用史料は、引用者の判断により読みや句読点の打ち方を引用史料集から改めたところがある。

文永三年（一二六六）四月二二日、平等院門跡の桜井宮覚仁法親王が六九歳で入滅した。覚仁逝去の直前に寂楽寺別当職を所持する宰相法印任快は、寂楽寺の「寺務管領・寺領莊務」の権限を「宮の御付を稟けて」相伝したという。覚仁門跡領を相続した円満院宮円助法親王も、寂楽寺領については任快の別相伝を認めていた。この時の任快の立場は、阿弔河莊を含む寂楽寺領の根本的な支配権者としての領家（本所）であった〔西谷二〇二三〕。任快は自身が領家になったこと、年貢のことなどを湯浅成仏（宗氏）に伝え、成仏からは、文永三年分の年貢はほとんど来納（先払い）しており、残り分は新領家に届けると返書があった。^{〔1〕}

紀伊国の武士湯浅氏は、湯浅党ともよばれる強力な武士団を形成していた。湯浅党の雄、湯浅宗光は国内に複数の所領をもち、阿弔河莊はその一つだった。宗光は阿弔河莊を上莊（上村）と下莊（下村）に分割し、上莊地頭職を息女阿弔川尼（唯心）、下莊地頭職を三男宗氏に譲った。上莊地頭職は、唯心の養子となった宗氏の次男宗親が継いだ〔高橋修二〇〇〇a〕。また承元年中（一二〇七―一一）以来、地頭が預所を兼帯したが、正元元年（一二五九）播磨法橋が預所職を「掠給」わり、湯浅氏は長年知行した預所職を失った。しかし弘長三年（一二六三）には、湯浅氏と懇意な米持王が預所に就き、湯浅成仏は本所桜井宮庁下文を獲得して請所となった。成仏が代官を懇望し、かつて彼が宮の「御寵童」であったので給与されたという。その後、莊家の愁訴で「地頭の請所」が停止され、米持王も預所を改

替されたが、再び米持王が補任されると、「預所米持王の和字状」（阿弋河一六八号）によって湯浅氏は「預所の所務」を「引預」けられ、「請所職」となった（西谷二〇二三）。預所の業務を下請けするその職務は、預所の代官で「預所代・雑掌」とよばれ（高橋典幸 一九九九）、「請所」とも称された。文永・建治年間においては、地頭職に加えて、所務を請け負う請所職を兼帯するのが湯浅氏の基本的な立場であった。桜井宮最晩年の阿弋河荘の所職は、本所（領家）が桜井宮、預所米持王、請所（預所代）成仏、上荘地頭尼唯心、下荘地頭成仏という配置であった。

預所と請所は職務内容が近似している。また、地頭湯浅氏は時期によって、預所であったり、請所であったり、立場が変化したが、以下でみる相論の理解を難しくしている。ここで預所と請所の関係を阿弋河荘に即して整理しておこう。

鎌倉幕府訴訟制度の手引書である「沙汰未練書」は「預所者 本所御領所務代官也」と説明する。預所は、本所から荘園支配の権限を委任された請負人で、年貢の納入を含む荘務全般を取り仕切った。請所は荘園支配の権限を委任されて年貢の納入を請け負う制度で、またその請負人をさすことがある。つまり、請所の業務は、預所の仕事内容の主要な部分と重なっている。承元年中以降、地頭湯浅氏が本所から預所に直接補任され荘務を執った。しかし正元元年以降、湯浅氏は預所職を失い、別人が本所から預所に補任された。弘長三年に米持王が預所になると、並行して湯浅氏も本所桜井宮序下文で請所に補任されたが、その後、米持王が預所に還補された際には、湯浅氏は、本所の指名ではなく、「預所の私和与」（阿弋河一六八号）によって請所を任された。つまり、同じく請所といっても、本所が進

止（補任）する請所もあれば、預所が進止する請所もあった。

さて、秋を迎えて年貢納入の時期となった。新領家任快は、文永三年分の来納は前預所米持王との私的な契約に基づくから無効であるとして、請所を務める湯浅成仏に年貢の納入を要求した（阿弋河一六八号）。来納を認めると自身の今年の収益がなくなるからだろう。これに対して成仏は、前領家桜井宮の召しで進上したので、追徴は「二重の責め」になると拒否した。^②ここから、請所を務める地頭湯浅氏の年貢抑留を主たる論点とする、文永の相論が始まった。この相論については、先学が相論の背景を含めて総合的に分析している（高橋修 一九九〇・二〇〇〇b、伊藤・鎌倉二〇二一）。^③ここでは、その成果に学びつつ、六波羅探題における相論の経過に焦点をあてて事態の推移をたどろう。なお、鎌倉時代には、鎌倉の幕府本体を「関東」といい、京都の六波羅探題を「武家」とよんだ。

寂楽寺所司解状を領家（本所）任快が挙状で取り次ぐかたちで、文永三年九月はじめごろ武家に訴訟が持ち込まれた。^③ 実態は、来納問題をめぐる新領家任快と請所の地頭湯浅氏の相論であった。後藤左衛門尉（見仏）を奉行として訴陳に番い、評定の結果、領家側の訴えは棄却された（阿弋河一七四号）。訴人は奉行の「偏頗」によって棄て置かれたといい、論人は阿弋河荘雑掌の言い分が「非拠」だから棄却されたと主張した（阿弋河一七六号）。来納を召す際は「宮庁下文や御教書を下すのが例である」（同前）という一節からすると、阿弋河荘では、おそらく年貢の来納が常習化していたのだろう。請所の成仏が本所の発給文書を取らなかつたことは、手続き上の瑕疵かもしれないが、来納問題の基本線に関しては、論人湯浅氏に道理があると判断されたからだろう。

翌四年五月末ごろ、任快は本奉行が「他行」した隙に、越訴奉行の齋藤基茂（唯浄）に付して再提訴し、訴訟が蒸し返された。⁽⁵⁾ その秋、任快は使者を遣わして年貢の徴収と「代一度の検注」（阿弓河一六九号）を試みたが、地頭の抵抗と百姓の逃散によって果たせなかった（阿弓河一七九号）。地頭はこの時のことを、任快が莊家に打ち入り、数十人の下部を地頭尼唯心の館に放し入れ、蒞・遣戸を打ち破るなど恥辱を与えたと非難して、地頭湯浅氏は、逆に任快の狼藉を六波羅に訴えてた（阿弓河一七四号）。こうして領家と地頭が互いに訴え合う事態となった。地頭の訴状は一月八日に六波羅に届き、一月二〇日には問状がでていたが、ようやく二月一八日になって論人の領家方に示され、阿弓河莊雜掌は慌ただしく陳状を準備している。⁽⁶⁾

この後の相論の具体的な経過は不明だが、文永七年七月に預所教快と湯浅宗親の間で和与が成立し、湯浅氏は請所に返り咲いた。⁽⁷⁾ 地頭訴状の正文（阿弓河一七四号）が論人（任快）のもとに存在しているが、これについては赤澤春彦が、和与（私和与）が成立した証しとして訴人湯浅氏から手交されたと推測している（「赤澤二〇〇七」）。

ところで、湯浅氏はそれまで任快を領家と認めてきたのに、文永四年一月には急に「預所宰相法印任快」（阿弓河一七四号）とよぶようになり、これに領家方は「預所と称して御実名を書く科は軽からず」（阿弓河一七六号）と強く反発した。すでに文永四年末ごろには、平等院門跡を相伝した円助が、幕府や朝廷に働きかけて流出した門跡領の回収に取り組んでいた（西谷二〇二三）。湯浅氏は、おそらくこうした情報をえて任快の領家としての立場が危ういと知っていたのだろう。事実、任快は文永五年中に領家（本所）の地位を失い、領家円満院宮のもとで預所として活動

するようになる。このまま湯浅氏と対立を続けていては、年貢の収納がままならず預所の職責を果たせない。預所父子が湯浅氏を再び請所に起用したのは、預所職を進止する領家の手前、問題の解決を急いだのだろう。

二 預所と所務雑掌・請所

領家の地位を失った任快は、領家円満院宮のもとで阿弓河荘の預所職を確保した。その後、任快・教快父子は預所職も失い、阿弓河荘の荘務に関与できなくなったという見解も提示されたが〔河野 一九九、二九五～九七頁〕、建治年間まで継続して預所を務めたことを高橋典幸が明らかにしている。ただし、彼ら自身が現地に乗り込んだわけではない。現地の荘務には、代官を任命してことに当たらせた〔高橋典幸 一九九九〕。預所の代官（預所代）は「雑掌」ともよばれ、いわゆる所務雑掌にあたる。つまり、文永五年から建治年間にいたる阿弓河荘の支配体制は、〈本所円満院宮―預所任快・教快父子―雑掌（預所代官）〉という構成であった。雑掌は預所正員がさらに荘園の所務を預けた預所という存在であり、史料上では単に「預所」とよばれることもある。建治年間に預所と地頭は六波羅探題で裁判を争った。預所方が雑掌の名前を書きあげた「代々雑掌入部注文」を掲げよう。

(1) 建治二年（一二七六）六月日阿弓河荘雑掌注進状案（又統七九一四四九、阿弓河二三四号）

文永三年宮御入滅之間、其御跡円満院宮有^{（再地）}御相伝^{（正依）}之刻、寂楽寺領依^{（正依）}別相伝^{（正依）}、宰相法印令^{（正依）}二拜領^{（正依）}之時、雑掌

四郎左衛門尉^{景実}、自^二文永三年^一至^三于同五年^一知^レ行之^二。文永六年按察阿闍梨^{景実}自^二法印御房^一給^レ之^三。其時雜
掌大夫阿闍梨^{印顯}。同^七七年宗親種々大望申間、雖^レ充^レ給^一、依^レ御年貢未進^二被^レ召返^一、馬入道願蓮充^レ給^レ之^二、願蓮
知行。而又同十年宗親懇望之狀進之間、雖^レ預^レ給^レ之^二、百姓等皆悉逃亡^三不安堵^一之間、被^レ召返^二充^レ給^レ從蓮^一之
時、掠^レ申請所之由^一、令^レ追^レ出^二當雜掌從蓮房^一。桜井宮御代、四人預所知行之条顯然也。當^レ御代二人^{雜掌四人}。

覚仁法親王の没後、円助法親王が平等院門跡領を継承したが、寂楽寺別當職を所持する任快が寂楽寺領の別相伝を
認められ、文永三〜五年にかけては阿弔河莊の本所の地位にあった。高貴な本所ならば代理人の預所に莊務を任せる
のが通常であるが、任快は代理人をおかず自身で莊務をとり、四郎左衛門尉景実を雜掌として現地の支配にあたらせ
た。傍線部ウの「當御代二人」とは、寂楽寺領の別相伝が停止されて円助法親王が本所になって以来、二人が預所を
務めたことを意味し、その二人は任快・教快父子であった。また、「雜掌四人」とあるのは、任快親子が預所を務め
た期間において雜掌に補任された者が四名いたことを意味し、それは印顯阿闍梨・湯淺宗親・馬入道願蓮・從蓮とみ
られる。⁽⁸⁾

当面の雜掌は預所代官であるから、代官職の補任・改替の権限（進止権）は、原則として正員の預所が所持する。
ただし、中世の「職」は、上下の任命・受命関係のなかで成立し、補任権を行使する上位者が優位な立場にあるが、
理念的には、あくまでも職務上の関係であって、人格的に隷属したわけではない（西谷二〇一四）。湯淺宗親は現地に
根を張る地頭であった。敵視する湯淺宗親は「按察房所從願蓮」⁽⁹⁾（阿弔河二二五号）と貶めるが、実際には、願蓮は覺

仁法親王から阿弔河莊と伊予古美新宮の所務を任されており、独立した存在であった（高橋修一九九〇）。從蓮は齋藤唯淨の推薦で採用された人物で、前六波羅探題北条時輔の後見南条頼員の舅であり、武家の沙汰にも馴れた者だとい⁹う。なお、室町期の代官職補任では、当事者間で補任状と請文を取り交わすのが通例だが、後でみる相論で補任状に關する言及がないことからすると、当面の雜掌の任命は、補任状を發給せず、契状の交換で關係を成立させていたとみられる。

前掲の「代々雜掌入部注文」は、建治相論における預所側の主張であつた。対する湯淺宗親の言い分を示そう。

(2) 建治元年二月日阿弔河莊地頭湯淺宗親陳狀案（阿弔河二二五号）

任快如^二先段申^一、違^三背武家御下知趣^一、乱^三入莊家^一致^三過分狼藉^一之間、宗親訴^三申六波羅殿^一之処、任快等恐^三自科^一之余、去文永七年七月之比、存^二和与之儀^一、可^レ為^三請所^一之由、按察房出^レ状之間、宗親雖^レ不^レ散^三鬱訴^一、為^レ全^三莊務^一令^二領狀^一了。凡^レ預所得分者、上下村雖^レ及^三六十餘貫^一、令^二和与^一之上者、不^レ存^三損得^一涉^二年序^一之処、同十年按察房与宗親、自今以後不^レ可^レ有^三隔心^一之由致^二芳談^一之間、任^二彼案文^一書^三与^一之畢。此条全^レ不^レ可^レ備^二龜鏡^一者也。是則就^二按察房所^一出文永七年和与状^一、宗親又存^二向後和融之儀^一、所^レ令^二書与^一也。雜掌今取^二出宗親之状許^一、志^二号^一請文^一、妄擬^レ令^二改易^一之条、甚^レ以猛惡也。

傍線部 a の「乱^三入莊家^一」は、前述の文永四年秋の衝突のことをいっている。地頭側は地頭尼唯心の館に預所の手の者が乱入して乱暴狼藉を働いたというが、反対に阿弔河莊雜掌のほうは、「唯心は下司職として収納した年貢を

抑留するので催促したが、種々悪口を吐き従わない」(阿豆河一七六号)と地頭方を非難する。このように相論のことなので個々の事柄について断定することは難しいが、事態の推移は追うことができる。

文永六年(一二六九)、任快に代わり子息教快が預所に就いた。翌七年七月ごろ、対立してきた預所教快と湯浅宗親が和解(和与)して請負契約を結んだ(2)a。この和解について宗親が「任快等が自科を恐れて、教快が和与状をだした」というから、任快も預所の業務に関わっていたことがわかる。宗親が納入を約束したのは、上荘・下荘あわせて本所の公用(年貢)が一〇八貫八二三文、預所得分が六〇余貫文(2)bで、その合計は約一七〇貫におよぶ。しかし、年貢未進により宗親は解任され、代わって願蓮が雑掌に任じられた(1)イ。文永一〇年六月、新本所の代替りの正検注が実施され、同年八月には、湯浅宗親が上荘の雑掌に補された。正検注の検注目録には、地頭湯浅氏と公文、御使として願蓮が署判している。「あつかりそをちきやうし候はぬ下荘」というから、下荘の雑掌は地頭ではなかった。下荘は、引き続き願蓮が雑掌を務めたのだろう(黒田一九九九)。その後、上荘地頭と百姓の対立が深まり、上荘の百姓が一荘をあげて逃散したことから宗親は雑掌を罷免され、建治元年(一二七五)七月には従蓮が採用された。

粗筋はこのようだが、双方の言い分が食い違って判断に迷うのが、湯浅宗親の請所としての立場である。文永七年七月の和与(和解)について、預所側は、「宗親が懇望するので雑掌職を充て給い、未進により召し返した」という(1)ア)。つまり、宗親の立場は預所代官の雑掌職だから、正員の預所が進止権をもつといっている。一方、地頭側は、

六波羅の処罰を恐れた任快が、和解をもとめて宗親を請所とする預所の子息教快の「按察房契状」をだしてきたので、不満ながら莊務を全うするために承諾したという(21a)。上下関係ではなく対等な契約関係というのが、その主張である。「按察房契状」の内容は不明だが、相論の具書に持ちだすのだから、宗親にとって有利な内容だったのだろう。

表1は、湯浅氏が預所を兼帯していた寛元四年(一二四六)の預所得分注文⁽¹⁴⁾から作成した。この当時の預所得分は代銭納で三六貫六七五文であった。任快・教快父子は、他にも預所得分に関する情報を集めており、地頭と請負契約

を結ぶにあたって周到に準備を進めていたようすがうかがえる。ある

いは甘言で宗親を誘ったのかもしれない。教快は預所得分の大幅な増額に成功し、六〇余貫文で宗親と契約を結んだ。

湯浅宗親は莊務を請け負ったが、百姓との対立もあって莊の経営は上手くいかず、年貢未進によって解任され、代わって願蓮が雑掌に補任された(11イ)。年貢未進は解任の正当な理由たりうる。「一先年の未進は東西相尋ねて少々でも沙汰します」(阿豆河三二七号)と詫びたように、文永一二年(一二七五)三月になっても宗親はその未進を解消できずにいた。ところが、それにもかかわらず文永一〇年八月、

表1. 寛元4年の阿豆河莊の
預所得分(1年分)

品目/数量	代銭
綿交分/95両	4725文
佃2町/8丈国絹10疋	8000文
公文二人・追捕使二人 引出物/絹12疋	8400文
下司引出物/絹9疋	6300文
厨/上絹6丈5切	3000文
吉書銭/1貫	1000文
在家布/35段	5250文
合計	36貫675文*

*史料では合計を36貫670文としている。

宗親は上荘の請所に補された。これに先立つ同年六月には、円助法親王が本所になって五年が経っても果たせなかった代替りの正検注（大検注）がようやく実現していた。高橋修は、正検注の実施まで五年を費やしたが、周到な準備のうえ満を持してなされた正検注であり、補任は正検注への地頭の協力に対する恩賞の意味合いをもつと評した（高橋修二〇〇〇b）。一方、正検注実施までの五年間について伊藤哲平・鎌倉佐保は、預所と地頭および雑掌と地頭の対立関係が続いていて、代替り検注が実施できない状況であったと捉えた（伊藤・鎌倉二〇二二）。さらに伊藤・鎌倉は、正検注が実現できたのは、実検ではなく、地頭の申告に従った居合検注を受け入れ、本所側が地頭湯浅氏に譲歩したからだとみている。

文永一〇年六月の代替り検注は、伊藤・鎌倉が推測するように、やはり居合検注であった可能性が高いように思う。本所の公用年貢・預所の得分もすでに代銭納額が決定しており、荘園領主側は手間の懸かる実検に拘泥しなければならぬ状況ではなかった。ただし、請所職の補任にいたる経緯をみると、荘園領主だけでなく、地頭のほうも大きな譲歩を強いられていたことがわかる。

正検注によって作成される荘園の検注目録は、荘園領主の領有を証明する公験である¹⁶。阿弭河荘の検注目録は、荘園領主の御使と下司（地頭・公文が署判するオーソドックスな様式で作成されたが、一般に検注帳は従来の書式が踏襲されていく。つまり、地頭湯浅氏の同意（署判）なしには検注目録は完成しない。湯浅宗親を上荘の請所とすることで湯浅氏を懐柔し、検注目録を整えるとともに、在地の状況を落ち着かせようと考えたのだろう。しかし、目論

見通りにはいかなかった。正検注に際して伏料を納める代わりに検注帳に登録せず、免租とする田地を伏田という。⁽¹⁷⁾ 今回の正検注では、上下荘で二〇町を伏田とし、荘園領主は反別四〇〇文で分錢八〇貫文を賦課した。ところが、建治元年（一二七五）の阿豆河荘上村百姓等片仮名言上状⁽¹⁸⁾によれば、地頭も反別四〇〇文の伏料を加え課したうえに、毎年二〇〇文ずつを責め取ったという。荘園領主の甘い期待とは裏腹に、増えた自身の負担に対して、在地転嫁をはかる地頭と新儀を嫌う百姓の対立が激化して百姓の逃散がおこり、荘園の現地はさらに混乱を深めていった。

建治相論のなかで文永一〇年八月の和与について預所側は、宗親の懇望により「雑掌職」に任じたとし、宗親の契約状（「文永十年和字状」）を「請文」とよび、それは「雑掌職を改めらるると雖も、違乱を致すべからず」といった内容であったとする。「沙汰未練書」が「契状トハ 契約状也」と説明するように、契状が将来の行為を約束した証文一般を意味したのに対して、請文は上位者に対してある事柄を確言、約束する際に用いられる文書様式であった。⁽²⁰⁾

宗親請文に実際に「雑掌職」の語があったかは疑わしいが、そこに「預所恩顧たるの間、彼（預所）の意に任すべし」との文言が存在したことは宗親自身も認めている。請文は宗親の自筆ではなく、判形のみを加えたという。⁽²¹⁾ 宗親はこの請文について、「預所按察房と宗親の間で、今後は隔心がないと『芳談』を致したので、預所が用意した『案文』に任せて書き与えたものだから、全く『龜鏡』（証拠）にならない」と言い張るが^{(2) (c)}、この弁明はいかにも苦しい。雑掌の名義であったかはさておき、文永一〇年の請文を書いた宗親は、彼の立場（請所）が預所の進止下にあることを認め、実質的に預所代官の雑掌に等しいことをその時は甘受したのである。宗親は「大検注の時も申し上げたいこ

とがあつたが、何かいうと檢注を拒否しているようなのでいわなかつた」(阿豆河二二七号)とも述べている。年貢未進を解消できていない宗親が請所の地位をえるためには、預所の意向を飲んで讓歩するほかなかつたのではないか。

文永一〇年の預所と地頭の和与では、「領家に属し奉り、平に(預所の)御恩を蒙り」、宗親が請文を進めたというから(阿豆河二二八号)、領家(本所) 円助法親王による仲介があつたことがわかる。ただし、文永一〇年八月一〇日左衛門尉孝重奉書は、これまで円助法親王の御教書(令旨)とされてきたが、後述するように、預所の意向を預所代官の上荘地頭に伝達したものとみてよい。檢注目録の通り年貢や恒例臨時の御公事の納入を命じるとともに、湯淺氏が応じた来納については、五文字の利子を付けて秋の年貢で相殺して返済するとした。また、公用年貢の未進があれば、来納分を返済した後に「御領を召し返す」と警告している。

翌一一年(二二七四)の末ごろ、材木津出役に関して地頭宗親の新儀非法を訴え、阿豆河上荘百姓が一荘をあげて逃散した。本所の円満院宮は一月二四日御教書を下して、地頭に新儀の停止を指示するとともに、百姓には、還住して役を全うしたうえで子細を言上するように命じた。また、下荘地頭が度々の未進年貢の催促に応じないという預所の訴えをうけて、同日の御教書²⁴で地頭に沙汰を命じている。平時には、本所は莊務を預所に任せておくが、莊園経営の根幹に関わる大事となれば自らが乗りだした。しかし、上荘百姓と地頭の対立は止まず、文永一二年(二二七五)三月、逃散した上荘百姓が地頭の非法二〇余か条を記した注文を掲げて本所円満院宮に訴えてた²⁵(河野一九八)。この本所裁判については、河野説を批判的に検討した、黒田弘子と高橋典幸の論考に詳しい(黒田一九九九、高橋典幸

円満院の公文所では、百姓訴状と宗親が陳じた請文を審議して、宗親の言い分を非抛として宗親に新儀非法の停止を命じ、宗親が応じなければ「雑掌職」を改易して武家に訴えるべきである、また、宗親が訴える願蓮が地頭代の妻を犯したとする案件は、円満院庁が関与すべき問題ではないので、預所が私に子細を尋ねて成敗すべきである、などとした注進状を進めた。公文所は地頭の新儀非法を「預所（所務雑掌）を地頭が兼帯するので自由に任せて張行している」とみていた。円助法親王は御教書を発して、公文所注進状の通りに、宗親の新儀非法を停止させよ、もしも宗親が承引しなければ武家に訴訟せよ、百姓には還住して農業に励むよう告知せよ、と預所教快に命じた。⁽²⁶⁾ 預所は左衛門尉孝重の奉書で、本所の命を預所代官（雑掌）宗親に施行した。⁽²⁷⁾ その文書様式は以下のようである。⁽²⁸⁾ 形式は書状だが、内容的には預所の意向を伝えた奉書とできよう。

阿豆河莊上村問事、御教書副_二具書_一如_レ此。事実者、停_二止々々非法_一、可_レ被_レ致_二勸農沙汰_一、被_レ下_二嚴密_密之御教書_一候上、猶不_二事行_一者、定御後悔候歟之由所_レ候也。恐々謹言。

三月八日

左衛門尉孝重

謹上
御代官^(編成宗親)

今回の本所裁判について諮問をうけた、六波羅奉行人斎藤唯浄（基茂）の書状⁽²⁹⁾がある。唯浄は最古の式目注釈書「成敗式目唯浄裏書」の著者として知られる。⁽³⁰⁾ 河野通明は諮問の主体を円満院とみたが（河野一九八八a）、黒田弘子は

直接唯浄に尋ねたのは、宗親の出方によっては武家提訴を検討するように、本所から指示をうけていた預所であったとする（黒田 一九九九）。唯浄書状の文中に「預所の御坊に宗親を召し出し御問答あるべきか」ともあるから、黒田がいうように、直接の諮問者は預所とみてよい。³¹この唯浄書状は「以^二此旨^一可^下令^二披露^一給^上候。恐惶謹言」と披露状の形式をとっている。あるいは、預所宛にしては厚礼すぎるといふ見方があるかもしれない。しかし、「弘安礼節」の書札礼では、法印の待遇は「四位殿上人に准ずべし」とする。これが法印の僧位をもつ現任預所の父任快に向けてだされたとすれば、とくに奇異とするにはあたらない。預所職を譲った後も、任快は阿弼河荘の経営に関与していたとみられる。つまり、唯浄書状の事実上の宛先は諮問をした預所とみてよい。また、預所と代官宗親の遣り取りが、奉書と披露状でなされたものけして不思議なことではない。

湯浅宗親が非法停止の「承伏の請文」（阿弼河二二八号）をだし、³²百姓も還住したが、その後も地頭の非法はとどまらず、建治元年（一二七五）五月、上村百姓は重ねて三か条の申状をもって本所に訴えてた。³³百姓と地頭の対立はさらに高じ、本所に提訴したことを咎めて地頭は、六月一七日早朝仕事にでてきた百姓二八人と牛馬八疋を搦め捕った。³⁴

六波羅提訴にむけて預所は、斎藤唯浄に提訴の方法を相談していたが、阿弼河上荘では地頭を「雑掌」（所務雑掌）に任命しているので、武家において訴訟を起こすには「別雑掌」を補任するほかないというのが、唯浄の回答であった。³⁵「百姓等皆悉逃亡して安堵せざる」（阿弼河二三三四号）ことを理由に宗親の請所を解任し、七月唯浄が推薦する沙

弥從蓮を阿弓河莊上村・下村の雜掌に採用した。⁽³⁶⁾ 新雜掌の從蓮は、九月中旬代官を現地に遣わしたが、請所罷免を不満として、上莊地頭宗親だけでなく、下莊地頭宗氏も息子の宗親に与同して代官を追い払ったので、全く莊務を遂行できなかつたという。⁽³⁷⁾

三 武家訴訟の布陣 —— 預所と沙汰雜掌

阿弓河莊の支配体制については、鎌倉中期の桜井宮覚仁法親王の門跡時代に地頭が兼帯した預所職を取りあげて以降、預所中心の体制から円満院公文所が御使と莊官を直接動かして支配（直務支配）する体制に移つたと理解されてきた（金一九九七）。しかし、桜井宮は地頭請は停止したが、直営体制を敷いていたわけではない。桜井宮時代にも預所がおかれ、その預所が自身の裁量で地頭と「和与」の契約を結んだように、預所を通じた請負制型の莊園支配体制が継続していた〔西谷二〇三三〕。また、莊園経営を預所に委任していたことは、後述する武家訴訟の場においても確認できる。

新雜掌從蓮は九月中旬代官を莊家に下したが、上莊地頭・下莊地頭ともに代官を追い出して所務に応じなかつたことから、莊園領主は武家訴訟に乗りだしていった。この出来事のすぐ後にだされた沙汰雜掌静舜の書状がある〔伊藤・鎌倉二〇二二〕。勘返状であり、内容から返信者は、本所円満院宮の侍者かと推測されている。静舜書状の裏には

下莊地頭を訴えた訴状草案（阿弔河二二七号）が記されており、別紙に上莊地頭を訴えた訴状草案（阿弔河二二八号）があり、どちらも静舜の筆にかかることを伊藤・鎌倉が指摘している。書状には、訴状草案を内々に見参に入れて欲しいこと、下莊地頭は從蓮の雜掌就任を受け入れるとみていたが叙用しないので、訴状が上莊・下莊の二通になったこと、急いで六波羅探題に宛てて令旨を申し付けて欲しいこと、などを記している。これに対して勘返状は、草案は見参に入りました、訴状は急いで清書してまいらせよ、令旨はその時に渡します、と答えている。

沙汰雜掌の静舜は「雖_レ非_二所務_一、帶_二令旨并領家御拳状_一、致_二其沙汰_一者也^⑩」と、本所円満院宮の令旨と領家の拳状を根柢に裁判に携わっていると述べている。従来、領家は寂樂寺と解釈されてきたが、寂樂寺は本家であって、領家ではない。ここの領家は預所の美称であり、領家拳状は預所教快の拳状をさしている。建治相論を争った訴訟の主体については諸説があり、仲村研は領家寂樂寺とし（仲村一九六五）、河野通明は、任快・按察阿闍梨父子は相論に関与せず、円満院宮円助法親王をその主体とみた（河野一九八八）。また、黒田弘子と高橋典幸は本所円満院と領家寂樂寺の連携説にたつ（黒田一九九七、高橋典幸一九九九）。訴訟主体を寂樂寺とする説は、実際の遂行者を預所の任快・教快父子とみるから、実質的には本所と預所（領家）の連携説と読み替えてよい。先にみた本所相論の段階でも、預所は本所の指示をうけて武家訴訟についても調査していた。本所と預所の拳状をうけて沙汰雜掌が訴訟にあたってののだから、連携説が妥当なことは間違いないが、相論に携わった人々の関係をもう少し具体的に考えてみたい。

湯浅宗親と相論で直接対峙したのは預所と雜掌たちであった。從蓮は莊務をとる所務雜掌、静舜と快猷は訴訟担当

の沙汰雑掌（訴訟代理人）だった（最初の訴状は上村雑掌從連の名でだされたが、從連は六波羅での相論には直接的には関与していない）。河野は快猷を静舜の後任としたが（河野 一九八八）、伊藤・鎌倉は、兩人が同時期に裁判に関わっており、静舜は書類の清書や奉行人との連絡などの訴訟の下準備、快猷は奉行所での問答といった役割分担があったとする（伊藤・鎌倉二〇二二）。熊谷隆之によれば、六波羅探題の訴訟審理の方式が、建治三年（一二七七）一二月を画期に、「口頭の対決や召決を基軸とする「問注記」型から、訴陳状などの書面の応酬を基軸とし、引付で問答をしたのちに評定での審理結果を記した評定事書にもとづいて裁許を下す「評定事書」型へと転換する⁽¹⁰⁾」という。ここの沙汰雑掌二人体制は、前者の状況に対応した布陣であった。

建治元年一〇月五日に始った訴訟は停滞していたが、ようやく翌年六月ごろになって活発に遣り取りがなされるようになった。論戦に備えてであろう、それまでの相論の關係文書をまとめた記録⁽¹¹⁾が作られた。全て同筆であり、伊藤・鎌倉が静舜の筆であることを指摘している。この記録は、六通の書状と白紙一通を貼り継いだ用紙を利用して⁽¹²⁾いる。紙背の書状は、建治二年六月ごろの状況が具にわかって興味深い⁽¹³⁾が、それについては後述することとして、ここでは書状の宛先を探っていくこと。

六通とも充所を欠く。静舜宛というのが第一感だが、三通が静舜書状であるから、彼が受け取った書状ではない。六通中五通が今回の相論に関する内容で、報告や相談のたぐいであり、書状の宛先は今回の相論で莊園領主側の中核を担った人物とみてよい。おそらく、彼が記録作成の料紙として静舜に提供したのだろう。書状の宛先が推測できる

快猷書状（阿弋河二〇〇号）をあげよう。

宗親請文正文慥給候了。奉行山内□□^{（にてカ）}廿五日可^二出对^一之由□□^令申候ける之由令^申□□^{也カ}。其時可^二持向^一之由可^レ仰候。恐々謹言。

五月一日

□□

奉行所での問答を担当した沙汰雑掌の快猷が「宗親請文正文を慥かに受け取った」といつているから、宛先は文書の所持者とみてよい。「宗親請文」は文永一〇年八月の湯浅宗親請文をさす。湯浅宗親はこの文書について「彼（按察阿闍梨）の案文に任せて書き与えた」（阿弋河二三五号）といい、沙汰雑掌のほうは「文永十年宗親進^二領家^一状^也」といっている。つまり、「宗親請文正文」の持主は預所（領家）の教快（もしくは父任快）であって、書状の宛先も同じと判断してよいだろう。

六月一七日の静舜書状（阿弋河二〇八号）では、「面目を失った上に、宗親がふてくされていて打ち殺されそうなので雑掌をやめたい」といつているが、これは、預所が雑掌の雇用者だからである。預所は、本所からみれば「本所御領所務代官也」（沙汰未練書）であるが、所領を請け負った預所は、基本的に自身の裁量で人員を採用して所領経営にあたった。阿弋河荘では、預所（正員）はさらに自身の代官として「預所」（所務雑掌）を任命して莊務を担当させた。また、今回の相論では、快猷と静舜を同じく代官（沙汰雑掌）に任命して訴訟を担当させた。⁴⁵ 覚仁法親王から伝領した平等院領だけで二四か所を数えるから、円満院宮円助法親王は数十か所におよぶ多くの所領を抱える権門であっ

た。鎌倉時代の豊かな権門では、所領経営でも訴訟でも自らが直接手を下すのではなく、代理人に任せるやり方の方が通常であった。武家での裁判は、本所の命令（承認）で始まるが、預所の指揮のもとで沙汰雑掌が前面に立つて行われた。

沙汰雑掌が預所方に宛てた書状は「恐々謹言」で結ばれており、両者は対等に近い関係であった。預所の教快は、御幸、一品経供養・晦日峰入などの特別な山岳修行をとげた、桜井宮覚仁法親王側近の修験の実力者であり、永仁四年（一二九六）には新熊野別当にも任じられている〔西谷二〇二三〕。「山伏帳」によれば、常陸僧都こと静舜もまたひとかどの山伏であったようで、教快が康元元年（一二五六）に務めた一品経供養をその二八年前の安貞二年（一二二八）に務めている。一品経供養を務めた時期から考えると、静舜は教快より一代ほど年配であり、父親の任快と同世代の人物と推測される。一方、快猷の素性は不明だが、桜井宮の坊官には「桜井宮奉行人快真法橋」や任快法印など「快」の字を用いる人がいたから、彼についても坊官であった可能性を指摘しておきたい。なお、六月二四日書状（又統七九一四三九）は今回の相論とは関係ないが、紀伊国木本荘の雑掌がいないので、御縁者などから推薦して欲しいと頼まれている。任快・教快父子の周辺には莊園経営の実務にたけた人材が豊富だったのだろう。

阿弋河荘の関係文書は、鎌倉中期の文書が圧倒的に多いことをはじめ、かなり特殊な残り方をしている。金泰虎はこの理由について、高野山文書として伝わる約二五〇通の阿弋河荘関係文書は「三つの経路、つまり円満院、寂楽寺、そして高野山から」伝わり、その大半が「円満院から渡されたものである」からだと説明した〔金一九九四〕。

しかし、建治三年（一二七七）一二月に任快が高野山金剛峯寺に文書を譲渡したことは確認できるが、一方、円満院が文書を譲った徴証は存在しない。また、たとえば斎藤唯浄や沙汰雑掌静舜・快猷の書状の宛先が預所方であることは、すでに見てきた。さらに次章では、数多く残っている建治相論の訴状をとりあげるが、これらも唯浄と静舜によつて書かれていた。

金泰虎は、鎌倉中期に円満院が地頭が兼帯する預所職を取りあげて以降（当時の通説では覚仁を円満院門跡とみていた）、円満院の関係者が就いた預所は荘務に関与せず、円満院公文所が御使と荘官を直接動かして支配（直務支配）する体制となつたとみた（金一九九七）。しかし地頭請所の停止以降も、本所の直営体制に移行したわけではなく、阿弓河荘では、依然として預所に荘務を委任した支配体制が継続していたことは、前稿および本稿において具体的に示した。また、日常的な荘務に関する「地下文書」は、少なくとも鎌倉前期までは、本所から荘園を任されて荘務にあつた預所が所持するのが一般的であつた（西谷二〇〇六、二五六・二九〇～九一頁）。以上から考えると、外部から金剛峯寺に入った阿弓河荘関係文書は、大半が任快から譲渡されたものとみてよいだろう。⁴⁸

四 建治相論の展開と六波羅奉行人

武家提訴を決めた預所は、六波羅奉行人の斎藤唯浄に相談しながらことを進めていった。預所のほうは下地中分も

一案だったようだが、本補地頭である阿弓河荘では現実味がないし、そもそも下地中分は、六波羅の沙汰ではなく関東の専権事項との返答で、こちらは断念した。また、地頭の非法を武家に訴える際には、百姓解を雑掌が取り次ぐ方法と雑掌が直接訴訟を起こす方法があると示された(阿弓河二二三号)。今回は後者をとり、建治元年(一二七五)九月、上荘分と下荘分の二通の訴状を作成した(阿弓河二二七・二二八号)。荘園領主側の主たる目的は雑掌を荘家に入部させて徴税を実現することであり、⁴⁹⁾その他の対立する事柄については、対決を上げて追って決着を付けようという姿勢だった。阿弓河荘雑掌は、本所円満院宮の令旨と領家(預所教快)の拳状を帯して六波羅探題に提訴した。一〇月五日担当奉行が決まり、陳状の提出を命じる問状がだされた(阿弓河二二二号)。十一月二四日には、担当奉行が兵藤長禪(本奉行)と周東定心(合奉行)に交替している(阿弓河二二二号⁶⁾)。

阿弓河荘上村の現地では、一〇月に入って本格的な年貢徴収の時期を迎えて、地頭の取り立ては一段と強引さを増し、武装した使いが百姓の家に居座って百姓を責め虐げるなどの暴言や濫妨があつたという。一〇月二八日、上村百姓等は地頭のさまざまな新儀非法を臨場感豊かに訴えた片仮名書きの訴状⁵⁰⁾を綴った(河野一九八五、石井進一九九〇、黒田一九九五)。「ミミヲキリハナヲソギ」のフレーズで有名なこの申状は、かつては、武家訴訟を有利に進めるために雑掌従蓮の指導のもとで作成されたとする説が唱えられたが(仲村一九六五)、現在では、武家訴訟とは直接の関係はなく、百姓等が独自に作成して本所に訴えたものと理解されている(河野一九八五、黒田一九九五など)。

中世の裁判は当事者主義の原則で進んだ(石井良助二〇一八)。奉行人は論人に向けて訴状と問状を交付するが、実

際にこれらを論人に届けるのは訴人の役割であった。また陳状と問状も、同じく訴訟当事者の論人が訴人のもとに届けた。中世の裁判所はすぐれて受動的であり、論人が陳状によって応訴しないことで訴訟手続きが停滞することも多かった。訴訟両当事者が能動的に訴陳状の応酬を行って、はじめて訴訟は順調に進行した。⁵¹⁾湯浅宗親が最初の訴状を無視したので、雑掌は翌月重訴状を提出した(阿豆河二二二号¹⁾)。雑掌はその後も訴状を重ね、宗親の出対を催促する担当奉行の書状が何通も交付されたが、宗親は出頭の請文こそだすものの、あれこれ理由をつけて奉行所には現れず、訴訟が審理に入るのを明らかに避けていた(阿豆河二二二号²⁾~¹⁴⁾)。宗親は不利を悟っていた。

ところが一転して、一二月一六日宗親が初陳状を携えて出頭した。勝訴の可能性があると見たからにはかならない。奉行所での問答(内問答)⁵³⁾を担当する沙汰雑掌快猷の不都合で日延べし、翌日問答をとげた(阿豆河二〇九号)。初陳状の具書には「関東平均御式目」とよばれる、次に掲げる六波羅探題宛の文永五年(一二六八)四月二五日関東御教書(正智院文書二二二号、阿豆河一八二二号)が副進されていた(以下、「請所回復令」とよぶ)。

〔^{複製巻}関東平均御下知案文〕

諸国地頭請所事、前々者、非^二関東御口入之地^一所々者、依^二雑掌之訴^一雖^レ被^二顛倒^一、所詮自今以後者、雖^レ為^二私之請所^一、廿箇年無^二相違^一者、今更不^レ可有^二違乱^一。存^二其旨^一可^レ令^二下知^一之状、依^レ仰執達如^レ件。

文永五年四月廿五日

相^(北条時宗)模^(北条政村)守御判

左京権大夫御判

関東御口入地でない所領の地頭請所は、これまで保護してこなかったが、一般の所領でも本所と地頭の請負契約が二〇年を超えていれば、今後は幕府として「私の請所」でも地頭請所を保護（旧領回復の安堵）するといふ趣旨である。地頭側はこの文書が勝訴の切り札となるとみていた。一方、これを謀書とみる雑掌は、文書の出所を尋ね究めるとして裏封を申請し、担当奉行が同文書の裏を封じた（阿豆河二二二号²²、二二五号）。引き続き「雑掌先安堵于莊家」⁵⁴、於「自余条々」者追可「明申一由」を主張する雑掌の訴えに対して、宗親はすぐに重陳状を提出した（阿豆河二二五号）。宗親は六波羅探題に対して、請所回復令と湯浅氏の預所職の相伝を約束した嘉禎元年（一二三五）の「本所桜井宮御契状」に基づいて安堵（預所職の回復）をもとめた。宗親によれば、地頭の預所職兼帯（地頭請所）は、嘉禎元年の桜井宮御契状から数えて「自嘉禎元年」至「弘長元年三十二年」に及び、さらに発端に遡れば六〇余年を経るといふ（阿豆河二二二号）。

建治二年二月には、合奉行の周東定心が死去し、飯尾道専に代わった。閏三月から四月にかけて宗親に数度出対を促したが、湯浅氏一族が警固する八条篝屋の番役を理由に出頭しなかった（阿豆河二二二号¹⁵、²¹）。裁判が進展するのは六月に入ってからである。六月五日が奉行所での出対（内問答）の指定日だった（阿豆河二〇〇号）。対論にむけて同年六月五日付の折紙訴状と具書が整えられた。⁵⁵折紙訴状は請所回復令を謀書とする一点突破で勝てるという判断で、謀書の立証だけに論点をしぼった内容だった。後述するように、今回の訴訟文書は斎藤唯浄と沙汰雑掌静舜が二

人三脚で準備しており、それが唯浄の判断であった。⁽⁵⁶⁾しかし、問答担当の快猷には、担当奉行から「宗親請文許、正^レ校して可^レ進⁽⁵⁷⁾」との指示があったようで、内問答の際に校正のため請文正文を持参するようにもとめられていた（阿弔河二〇〇号）。そのためか快猷は、折紙訴状の内容を不十分とみていた。地頭が桜井宮の「嘉禎御契状」と「謀書」（請所回復令）を亀鏡に備えることから、この二点が相論の勝負所とみる快猷は、宗親請文を具書に加えて、前者の論点にも対応した訴状を唯浄房とはかつて調進すべきだと預所に申し入れた（阿弔河二〇七号）。訴状の作り直しを強いられた静舜は、「面目を失った、雑掌を辞めたい」と憤懣やるかたない風情だが（阿弔河二〇七号）、快猷の意見にそった内容に変更された。

書き直した雑掌訴状には同文の案文が二通存在する。⁽⁵⁸⁾一通は①齋藤唯浄筆で行書書き（図1）、もう一通は②静舜筆で楷書書き（図2）である。②は、①の唯浄の原文を楷書に直し、さらに異筆で誤字脱字の訂正が入っている。静舜は訴状案を預所に進めているから、⁽⁵⁹⁾預所が校正したのだろう。つまり、唯浄が訴状の草案を起草している。⁽⁶⁰⁾沙汰雑掌の静舜が楷書に起こし、さらに預所が添削したとみられる。草案の内容に不満があれば、先の折紙訴状のケースのように、意見を付けて修正をもとめることもあった。六波羅奉行人の齋藤唯浄は、これまでも荘園領主側のプレーンとして注目されてきたが、諮問に应答しただけでなく、本格的な論戦に入ってから直接的に訴状の作成にも関与していた。長文になるが、①の唯浄筆の雑掌重訴状（二問状）を掲げよう。

雜掌重状案

紀伊国阿弔河莊雜掌重言上

当莊上村地頭宗親追出雜掌一条露頭上者、先任文永十年宗親請文被レ停止濫妨、於謀書罪科者、可被レ注申闕東子細事

副進

(a) 一通 宗親請文 文永十年八月 日、雜掌職事、向後可為本所御計之由載之。

(b) 一通 宗親謀書式目 文永五年四月廿五日

(c) 一通 闕東御教書 同年二月廿六日、為准摺備之。

(d) 一通 官長者有家状 二月十日、為謀書証摺備之。

(e) 一通 代々雜掌入部注文 為請所不經廿ケ年之条、見此状。

右当莊所務事、宗親濫妨之条、度々言上先畢。仍不能巨細。抑如宗親申者、桜井宮御時、為請所過廿ケ年之由令申之条、極虛誕也。其間代々雜掌入部之子細、具載注文了。縱雖過廿ケ年、文永十年八月 日宗親請文云、文永七年御契状乎捧弓、雖申子細、被仰下之所難遁之間、平尔蒙御恩之由載之。又云、元乃儀尔弓候波牟事、尤可然候刃度毛、所詮可從御計云々。為本所御恩之上、改易可為御計之由、載請文一歟。肝心只在此状。於以前状者、此時悉令破了。何可為指南哉。就中宗親称平均御式

目^レ之状者、顯然之謀書也。其故者、彼状之年号月日、文永五年四月廿五日云々。(北条時茂)陸奥守殿御在京之時也。已令^レ任^二国司^一給之後、左近大夫將監殿之由書^レ之。又相模式部(北条時輔)大夫殿御在京之最中、不^レ載^二彼御名字^一。就^二伊予国興嶋事^一、被^二成下^一之関東御教書者、同年二月之間、以前之状也。是尔載^二受領之御位署^一、被^レ載^二式部大夫殿之御名字^一畢。加^レ之、如^二官長者有家状^一者、御受領事、文永四年十月廿日云々。而五年四月尔載^二御本官^一之条、謀書之証拠何事如^レ之哉。此状為^二謀書^一之上、更不^レ可^レ称^二廿ケ年之請所^一者也。随又宗親親類帖佐太郎令^レ謀^二作関東御教書^一之間、近日被^レ召^二禁其身^一了。宗親令^二同宿相^一語人^一、構^二出謀書^一之条無^二其隱^一。旁勿論之次第也。所詮自^二去年^一一向打^二止雜掌之所務^一、已兩年之間、嚴重之寺役・本所之御公事悉闕怠。冥慮難^レ測歟。文永十年請文分明之上者、忿被^レ合^二御評定^一、可^レ入^二部雜掌^一之由、被^レ成^二御下知^一之後、於^二御式目謀作之罪科^一者、追被^レ注^二申関東^一、欲^レ被^レ改^二易地頭職^一。仍言上如^レ件。

建治二年六月 日

湯浅宗親は、⑦嘉禎元年の「本所桜井宮御契状」と①請所回復令に依拠して、地頭請所の安堵(回復)をもとめていた。この雑掌重訴状では、具書のうち(a)(e)(阿豆河二三四号)は⑦に基づく主張を論破するために、(c)(d)は①(b)が謀書であることを証明するために副進された。(e)によって、代々雑掌が荘家に入部して所務を執り行ってきたので地頭請は二〇年に満たないといひ、また、かりに二〇年を過ぎたとしても、(a)によって、文永一〇年の宗親請文で「改易は本所の御計たるべし」と認めたのだから、以前の契約は破られ無効となったと論じる。(d)官長者有家状とは、

六波羅探題北方北条時茂の陸奥守任官の日にちを尋ねられた官務小槻有家の返書だろう。これによれば、時茂は文永四年一〇月二〇日に陸奥守に任じられ、(c)文永五年二月二六日関東御教書は充所の時茂の官途を正確に陸奥守とする。ところが、その二ヶ月後の四月にでた④関東御教書(請所回復令)は、時茂の旧官途(左近大夫将監)を載せ、また、当時在京中であった南方探題北条時輔の名を宛先に欠いている。これはまさしく「謀書の証拠」である、とする。

雑掌は(a)の正文を預所から借りだしており、具書(a)(e)は雑掌が準備したとみてよい。一方、具書(c)(d)は阿弓河荘とは縁のない文書であり、雑掌が入手するのは簡単ではない。唯浄とともに訴状の作成にあたった沙汰雑掌の静舜は、預所教快と同じ山伏の老僧であつて、幕府法に精通した「有力本所の法廷技術者」のたぐいではなかった。唯浄が訴状を起草したことからすれば、(c)(d)は彼が用意したとみるのが妥当だろう。

こうした雑掌の訴えに対して湯浅宗親重陳状(二答状)⁽⁶⁾は、四つの論点を立てて理路整然と論駁する。ここでは「謀書」問題に対する反論をあげよう。

一 御式目事

同状云、宗親称^二平均御式目^一之状者、顯然之謀書也云々。此条、彼御式目案者、花山院内大臣家御分国因幡国雑掌本願許所^三書出^一也。可^レ被^レ尋^三彼本願^一歟。仍為^二御不審^一、所^三借請^一之大卷式目案令^二隨身^一了。猶相^三貽不審^一者、可^レ被^レ尋^三下宗像入道・塩屋新三郎入道・源馬入道心蓮等^一歟。彼御式目事所^三令^二存知^一也。有^二御尋^一者、不^レ可^レ有^二其隱^一。

請所回復令の出所を「花山院内大臣家御分国因幡国雜掌」の本願が書写した「大卷式目案」であると明かし、本願から借りうけた式目案を提出した。さらに、なお疑念が残るならばとして、宗像入道・塩屋新三郎入道・宗像良直ら三名の六波羅奉行人の名前をあげ、彼らが「御式目」のことは存知しているので、お尋ねがあればはつきり実書と判明するだろうと結ぶ。これに対し唯淨が起草した雜掌重訴状（三問状⁶²）では、奉行人三名を証人にあげた重陳状に抗弁して傍例を尋ねるといい、聖護院宮領近江国檜物莊の相論で証人に立った（六波羅奉行人と推測される）小申民部大夫が、偽証が露頭して所帯を没収された一件をあげ、論敵の主張を牽制している。

論人側の陳状を書いたのは誰だろうか。当面の雜掌訴状が幕府法を含む傍例に詳しいのは、奉行人齋藤唯淨が起草したのだから、こちらは当然といえよう。一方、建治元年一二月の宗親重陳状（阿豆河三二五号）では、判決に有利な幕府法や判例を「傍例として尋ね進」ずるのは「訴訟の習」だと断じる。幕府裁判を熟知してこそいえる言葉だろう。また、みぎの重陳状では、実書の証人として六波羅奉行人を列挙しており、その動向にも通じていた。三答状（阿豆河三二六号）では、私和与が幕府の裁許において棄破されるのは傍例であるとして、加賀国安弘莊と淡路国四鳥莊の二例をあげ、後者については雄島余次左衛門尉と中津河五郎左衛門尉を担当奉行として「近日被_レ合_二御沙汰_一、悉被_レ破了」とする。直接の起草者まではわからないが、ここまでくれば、陳状のほうも奉行人の全面的な協力のもとで作成されたとみてよいだろう。つまり引付奉行人は、武家裁判の実務を担う法曹官僚⁶³であったが、吏僚としての立場とは別に、裁判の相談に乗ったり、裁判文書を作成したりするといった弁護士的な業務も行っていたのである。

ところで、本稿では、鎌倉中期の本所と地頭の相論を取りあげてきたが、ちょうどこの時期から鎌倉幕府の裁判制度に大きな変化が生じたと考えられている。すなわち、御成敗式目の制定時期を画期として、初期幕府裁判でみられた当事者の片方のみ主張に基づく一方的裁許が消滅に向かい、幕府法廷における両当事者の問答対決が一般化して、本所・地頭間相論が公平に裁かれるようになったのである〔古澤一九八五〕。

鎌倉幕府の裁判では、当事者主義の原則が徹底していた。裁判所は訴訟当事者が提出した証拠のみに基づいて判決すべきものとされ、証拠文書や判例はもとより、判決に適用する幕府制定の成文法も訴訟当事者が提示しなければならなかった〔石井良助二〇一八、佐藤一九九八〕。しかしながら、法源となる幕府法（裁判規範的立法）は基本的に司法組織内部の伝達にとどまり、御家人・非御家人を問わず一般の耳目に触れる機会は少なかったという。また、裁判所の内部でも自らが発した法や判決を意識的には保管しておらず、幕府奉行人でも法源にアクセスするのは難しかったと考えられている〔笠松一九七九〕。

だが、こうした状況も鎌倉中期ごろから変化をとげていく。奉行人の家が自身を担当した訴訟事案に関わる文書群を集積していく一方、幕府（鎌倉・六波羅・博多）の文庫においても、幕府の関与した訴訟事案に関わる文書群（評定事書および訴陳状と具書からなる事切文書）を保管するようになった〔高橋一樹二〇〇四〕。また、六波羅探題では、一三世紀末ごろまでに奉行人を構成する主要一〇家が形成され、裁判関係文書を蓄積・相伝して、探題府の政務や裁判の場で活躍したことが指摘されている〔森二〇〇五、第二編〕。とはいえ、この段階の幕府文庫は、法源の体系的な整理

保存に到達しておらず、奉行人ですら文庫に蓄積されたデータを縦横に利用できるような状況には程遠かったとい⁽⁶⁴⁾う。また、頭人を中心に引付の各番のまとめりや責任が重視されたが、それを越えた奉行人の人事交流や訴訟関係情報⁽⁶⁵⁾の交換には制約があったと考えられている〔高橋一樹二〇〇四〕。請所回復令の存在を知る奉行人たちがいる一方、博識の斎藤唯浄をはじめ複数の奉行人がそれを謀書とみたのは、こうした事情によるのだろう。

一般に莊園領主が裁判要員に雇った雑掌は、「於⁽⁶⁶⁾武家⁽⁶⁷⁾一馴⁽⁶⁸⁾沙汰⁽⁶⁹⁾一候」(阿豆河二二六号)、「六はらさたな⁽⁷⁰⁾ともふるく⁽⁷¹⁾したる物にて候」と評されるような、訴訟経験豊富な者だっただろう。しかし、阿豆河莊雑掌の静舜が山伏の僧だったように、必ずしも熟練の法律実務家というわけではない。たとえば、地頭の非法を告発する程度の内容なら自分で書いただろうが(阿豆河二二七・二二八号)、幕府法や判例を駆使した訴訟文書を作成するとすると、自力で起草するのは不可能なように思われる。

鎌倉幕府が第三者的な立場からの裁許を実現したのは、鎌倉中期以降のことであった。新しい制度が成立して日が浅い段階では、前述した幕府法へのアクセス状況などを考えると、幕府の裁判制度と法を深く理解する者を幕府法曹官僚以外にもとめるのは、極めて難しかったのではないか。鎌倉幕府は、訴訟について公正な裁判によって問題解決をはかる制度を立ち上げたものの、当事者が果たすべき負担が重いこの裁判制度では、おそらく裁判の両当事者を適切に導く存在なしには機能しえなかっただろう。建治相論の斎藤唯浄のように関与のあり方が具体的にみえる事例は希有ではあるが、引付奉行人たちが両当事者に付いてその役目を果たしていたと考えられる⁽⁶⁵⁾。

五 文永五年の「関東平均御式目」

東大寺領美濃国茜部荘では、本所と請所を罷免された地頭の間で相論があり、弘安元年（二二七八）一二月、六波羅探題は「但し、私の請所たると雖も廿箇年を過ぐれば相違あるべからざるの由、近年その沙汰ある歟」として、請所回復令に基づいて下されたとみられる判例に準拠して、本所が不法を理由に「没倒」した地頭請所を安堵（回復）した。⁽⁶⁷⁾阿弋河荘の建治相論の結末を明示する史料は現存しないが、ここから地頭が勝訴し、請所を回復したと考えられている（笠松一九七九、黒田一九九〇）。

六波羅の引付問答において茜部荘の地頭代伴頼広は、「於私請所者、雖經二年序、被顛倒之傍例多之」と主張する茜部荘雜掌に対して、二〇年を過ぎた地頭請所が安堵された複数の判例をあげ、「尾張国篁生御厨・丹後国波見・同田辺両郷関東御事書、寛喜以後請所者、不可有相違之由、被載之由、所承及也。彼御事書者、斎藤四郎左衛門入道觀意令預置歟。可被召之」と論駁した。⁽⁶⁸⁾さらにこれに続く判決文には、「就中如波見保関東御事書者、『寛喜以後無相違歟。今更不可有違乱。』云々。当莊者、為寛喜以前往古請所之上者、不可有顛倒之儀」とあり、「波見保関東御事書」の一節を引用している。六波羅奉行人斎藤觀意が保管（預置）する波見保の請所相論を裁許した判例は、実際に裁判所に召し出され、地頭請所の安堵の重要な決め手となった。

斎藤氏は六波羅奉行人の中心的存在であり、基茂（唯淨）は基永（觀意）の兄にあたる。最古の式目注釈書とし

て著名な斎藤唯浄の「御成敗式目唯浄裏書」は、奥書に「擬^二吾党之固実^一、伝^三授群息親族^一畢」とあるように、子息をはじめとする斎藤氏一族全体への伝授を意図していた（森二〇〇五、第二編第四章）。唯浄は請所回復令を謀書と確信していたが、最終的には実書という想定外の事実を知ることになったとみられる。おそらく請所回復令の存在は一族に共有され、基永は早速それを利用したのだろう。

ところで、唯浄は、なぜ請所回復令を謀書と決めてかかったのだろうか。

地頭が本所と契約を結んだ「私の請所」では、本所の意志で契約を解除することを認めてきたが、請所回復令ではこれを変更して、「私の請所」でも請負契約の実績が二〇年を超えていれば、今後は幕府として地頭請所を保護（旧領回復の安堵）するという。鎌倉中期以降、公武の本主興行政策を通じて本所の自由は制約をうけるようになるが、権門や本所の自律性を尊重するのが、中世の公権力の基本的な原則であった（西谷二〇二四）。地頭請所とは、本所と地頭が結んだ所領経営の請負契約であり、その実態は預所の立場に近い。本所は請所の雇用者にあたる。地頭であっても幕府が請所契約の破棄を認めてきたのは、本所の基本的な権限である人事権の行使を尊重してきたからにはかからない。

また、「沙汰未練書」が「何様の契約誠詞を書き載すと雖も、私和与においては上裁の時これを棄て置かる」と記すように、鎌倉幕府は「私和与」（私的契約）を幕府裁許には取り入れないことを原則としていた。非関東御口入地における請所契約は「私和与」にあたる。地頭側が具書としてだしてきた桜井宮の「嘉禎御契状」に唯浄が応答するに

およびすと判断したのは、こうした常識に基づくのだろう。さらにいえば、顛倒された請所の安堵（旧領回復）は本主興行の一種といえなくはないが、二〇年以上を安堵の条件としたのは、おそらく当知行年紀法の年数の流用であって、いかにも木に竹を接いだ感が否めない。つまり、請所回復令の法理は当時の常識と齟齬していたのである。

では、鎌倉幕府は、なぜ熟練の奉行人が常識外とみるような法を定めたのか。

湯浅宗親は請所回復令を「関東平均御式目」とよび、「宗親幸ひ明時の徳政に逢ひ奉る」と述べたように（阿弔河二二五号）、これを幕府の徳政の一環と認識していた。文永四年（一二六七）二月二十六日、鎌倉幕府は評定の座において、御家人領の売買・質入れ禁止、本物弁済による所領の取戻し、他人への譲渡禁止などを命じる、幕府の最初の「徳政令」（御家人の所領回復令）とされる三か条の法令を定めた。⁽⁷¹⁾ さらに翌五年にかけて、御家人領の保護を企図した一連の法令が見出される（鎌倉幕府追加法「四三三〜三五・四三七〜四四二条」。このように鎌倉幕府は、御家人の当知行保護・当給人保護を所領政策の基調としつつも、文永年間ごろから、しばしばそれと緊張関係にたつ政策である徳政・本主興行にも積極的に乗りだしていった。⁽⁷²⁾ 請所回復令を含む「関東平均御式目」は「大卷式目案」といわれるから（阿弔河二二二号）、おそらくは数十か条の法令群からなる徳政令であったとみてよいだろう。

徳政・本主興行への傾斜は当時の公武の政権に内在する志向であったが、それに拍車をかける事件が起こった。文永五年正月、モンゴル皇帝の国書を携えた使者が大宰府に到来した。⁽⁷³⁾ 翌閏正月のはじめ国書が鎌倉に到着し、二月はじめには幕府から朝廷に伝えられた。国書は出兵の予告とうけとられ、関白近衛基平が日記に「国家珍事大事也。万

人驚歎之外無^レ他」(『深心院閔白記』文永五年二月八日条)と記したように、異常な緊張が幕府・朝廷をつつんだ。朝廷は、異国降伏の祈禱や二十二社への奉幣をはじめ、できる限りの対策を講じた。幕府は西国諸国の守護に戦闘準備を指令した(『鎌倉幕府追加法』四三六条)。

天変地異やそれが引き起こした飢饉・疾病は為政者の失政、徳の衰えによって生じると考えられ、社会を正常に戻すには徳政を行って徳を回復することが必要とされた。⁽⁷⁴⁾ 花園天皇が自身の不徳が「異国襲来」を招いたかと嘆いたように(『花園天皇宸記』正和三年閏三月一九日条)、他国の侵略(他国侵逼)や内乱(自界叛逆)は天変地異に類するものと認識されていた。地頭が請所を兼帯することであられる経済的なメリットは小さくなかった。異国襲来の恐怖が文永五年幕府徳政の規模を増幅させるとともに、鎌倉幕府の軍事体制をになう御家人保護の施策として、今回の請所安堵の一条が付加されたのだろう。

おわりに

本稿では、阿弭河荘の文永相論と建治相論について考察した。本稿の論旨を要約すると、おおよそ以下の通りである。

- (1) 文永相論は、新領家任快が請所の地頭湯浅氏の来納を認めず、文永三年秋、六波羅探題に湯浅氏の年貢抑留を訴

えでてはじまった。翌四年秋、任快は使者を遣わして年貢の徴収と正検注を試みたが、地頭の抵抗と百姓の逃散で果たせなかった。この際に武力衝突があり、湯浅氏が使者の狼藉を六波羅に訴えでて、領家と地頭が互いに訴え合う事態となった。任快は文永五年中に領家の地位を失い、以後は預所として活動する。文永七年七月に預所教快と湯浅宗親の間で和与が成立し、湯浅氏は請所に返り咲いた。

(2) 預所任快・教快父子は、雑掌(預所代官)や請所を任命して現地の荘務にあたらせた。文永七年七月に預所と湯浅氏は請所契約を結ぶが、年貢未進により解任され、代わって願蓮が雑掌に補任された。正検注に合意したことで文永一〇年八月に湯浅宗親は上荘の請所に返り咲くが、増えた負担を在地転嫁する地頭と新儀を嫌う百姓の対立が激化し、上荘百姓が一荘をあげて逃散した。その後も地頭と百姓の対立は収まらず、湯浅宗親は請所を解任され、建治元年七月從蓮が雑掌に補任された。

(3) 建治元年九月、請所罷免を不満とする湯浅氏は新雑掌の所務を拒み、荘園領主は雑掌の荘家入部と徴税の実現をもとめて武家訴訟に乗りだした。武家での裁判は、預所の指揮のもとで沙汰雑掌が前面に立って戦った。訴訟文書担当の沙汰雑掌静舜は、山伏の老僧だった。本格的な論戦に入ってから、静舜と齋藤唯浄が協力して具書類を準備し、幕府奉行人の齋藤唯浄が訴状の草案を起草した。

(4) 引付奉行人は、武家裁判の実務を担う法曹官僚であったが、吏僚としての立場とは別に弁護士的な業務も行っていた。武家裁判と法に通じた奉行人が後者の役割を担うことによって、幕府の裁判制度はようやく順調に機能した

とみられる。

- (5) モンゴル国書の到来を契機とする文永五年幕府徳政令に含まれた請所回復令によって、湯浅氏は阿弼河荘の請所を回復したとみられる。

(1) 〔文永四年カ〕阿弼河荘雜掌訴状案（又統五六・一一二八、阿弼河一六八号）。

(2) 文永四年一月八日阿弼河上下荘地頭等訴状（又統七九・一四三七、阿弼河一七四号）。

(3) 文永三年九月三日六波羅御教書案（御影堂文書〔図版11〕）。

(4) 文永四年五月三〇日六波羅御教書案（又統七八・一四一五、阿弼河一七一号）。この地頭宛て召文の日付から、再提訴は五月末ごろとみられる。

(5) 〔文永四年カ〕阿弼河荘雜掌重訴状案（宝簡一三一七〇・又統三四・三六六、阿弼河一七七号）。〔文永四年カ〕阿弼河荘雜掌重訴状案（又統三四・三五一、阿弼河一七九号）。

(6) 文永四年二月日阿弼河荘雜掌陳状案（又統五六・一一二九・七九・一四五九、阿弼河一七六号）。〔文永四年カ〕阿弼河荘雜掌陳状案（正智院文書二三号、阿弼河一六九号）。

(7) 建治元年二月日阿弼河荘地頭湯浅宗親重陳状案（又統五七・一一四四・七九・一四六五、阿弼河二二五号）。

(8) この史料の理解は、基本的に高橋典幸(一九九九)の解釈に従っている。ただし、高橋は雑掌四人を湯浅宗親を除いた人数としたが、本稿では景実を除いた人数と解釈した。

(9) 建治元年八月七日斎藤唯浄注進状(宝簡三三三四三一、阿弓河二一六号)。

(10) 建治二年七月日阿弓河荘地頭湯浅宗親重陳状案(又統五七一・一五二、阿弓河二三六号)。

(11) 文永一〇年六月四日阿弓河上荘在家等檢注目録案(又統七八一・四一七、阿弓河一九三号)。文永一〇年六月四日阿弓河上荘田代檢注目録案(又統五六一・一一二・七九一・四六七、阿弓河一九四号)。

(12) (文永二二カ) 三月一〇日湯浅宗親書状(宝簡一六一・二〇四、阿弓河二二七号)。

(13) 建治元年七月四日沙弥從運起請文(又統一一〇・一七八一、阿弓河二二二号)。

(14) 寛元四年三月日阿弓河荘預所得分注進状案(又統五六一・一一四、阿弓河一一四号)。

(15) 弘長三年二月一二日阿弓河上下荘条々案(金剛峯寺文書、阿弓河一六〇号)。文永元年一〇月日阿弓河荘官注文案(又統七八一・四二二、阿弓河一六四号)。

(16) 富澤清人『中世荘園と檢注』(吉川弘文館、一九九六年)。高橋傑「中世檢注帳の様式と機能」(『中世荘園の檢注と景観』吉川弘文館、二〇二二年)。

(17) 寶月圭吾「中世檢注における一・二の問題」(『中世日本の売券と徳政』吉川弘文館、一九九九年、初出一九五八年)。黒田(一九九五)、一五〜二〇頁。

- (18) 建治元年一〇月二八日阿豆河荘上村百姓等申状（又統七八一四二三、阿豆河二二九号）。
- (19) 建治元年九月日阿豆河荘上村雑掌従蓮訴状案（宝簡二三一八二、阿豆河二二八号）。建治二年六月日阿豆河荘雑掌訴状案（又統五七一二五五、阿豆河二三三五号）の具書の宗親請文には「雑掌職事向後可_レ為_二本所御計_一之由載_レ之」とみえる。本所は相対的な言葉で、預所代官との関係では預所正員を本所ということもあるから、ここの「本所」は預所をさすとみてよい。
- (20) 佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、二〇〇三年）。
- (21) 建治二年八月日阿豆河荘雑掌訴状案（又統五六一一一三三、阿豆河二三八号）。
- (22) 文永一〇年八月一〇日左衛門尉孝重奉書案（又統七八一四二〇、阿豆河一九六号）。
- (23) 文永一一年一二月二四日散位某奉書案（御影堂文書〈図版9〉、『鎌倉遺文』¹⁵一一七五七・一一七五八号）。この奉書は円助法親王の御教書（令旨）である（黒田一九九九）。
- (24) 文永一一年一二月二四日散位某奉書案（御影堂文書〈図版9〉、『鎌倉遺文』¹⁵一一七五九号）。
- (25) 建治元年九月日阿豆河荘上村雑掌従蓮訴状案（宝簡二三一八二、阿豆河二二八号）。
- (26) 「文永一二年九」三月一四日円満院庁公文所注進状并円満院宮円助法親王御教書案（又統七九一四三六、阿豆河二二八号）。高橋典幸は、御教書の奉者を円助の付法弟子の浄信、充所を預所の按察阿闍梨と推定した（高橋典幸一九九九）。
- (27) 「文永一二年九」三月一四日左衛門尉孝重奉書案（又統七九一四五六、阿豆河一九九号）。孝重の出自は不明だが、任快の義父藤原孝時一家の多くが名前に「孝」の用いることから、その一族であった可能性を指摘したい（西谷二〇二三）。

(28) 「文永二二年カ」三月八日左衛門尉孝重奉書案(宝簡三三四二七、阿弓河一九七号)。なお、河野通明は、孝重を円満院の家司とみてこの文書を円助法親王御教書とし〔河野一九八八a〕、黒田弘子は、宮に祇候する者の副状とする〔黒田一九九九〕。

(29) 「文永二二年カ」三月一九日齋藤唯浄書状(又統七九一四四六、阿弓河二〇五号)。

(30) 齋藤唯浄については、森(二〇一五)第二編第四章、田中誠「齋藤唯浄の『御成敗式目』注釈と幕府奉行人の学問」〔Antid〕二、二〇二三年)などを参照。

(31) 任快は文永相論の際に「藤内兵衛尉（宗親唯浄）に付けて六波羅御教書を掠め給う」(阿弓河一七四号)といわれるように、任快と唯浄は以前から交流があった。さらに、この相論には唯浄の息子齋藤新兵衛尉基祐も関与していたらしい(阿弓河一七四号)。

(32) 預所から武家訴訟に関して相談をうけた唯浄は、宗親が非法を止める旨の「篇目」を注進しなければ武家の沙汰とすべきと答えている(阿弓河二〇五号)。箇条書の阿弓河荘上村百姓等訴申条々案(正智院文書四四号、阿弓河二〇四号)がこの「篇目」であろう。

(33) 建治元年五月日阿弓河荘上村百姓等申状案(又統五六一一三〇、阿弓河二〇六号)。河野通明は、これを本所円満院の指示で作られ、六波羅探題に提出されたとみたが〔河野一九八八a〕、黒田弘子・高橋典幸は、六波羅への最初の提訴は九月であるから、六波羅への訴状でないとする〔黒田一九九七、高橋典幸一九九九〕。

(34) 建治元年六月一七日阿弓河荘百姓牛馬追捕注文(又統五六一一三二、阿弓河二二一号)。

(35) 「建治元年カ」阿弓河荘条々事書(又統七九一四三三、阿弓河二二二号)。

(36) 建治元年七月四日沙弥従蓮請文(又統一一〇一七八一、阿弓河二二二号)。ここで従蓮は上村・下村両方について約束しているから、下荘の雑掌も願蓮から従蓮に代わったとみてよい。

(37) 建治元年九月日阿弓河荘雑掌訴状案(又統五七一―一五四、阿弓河二二七号)。建治元年九月日阿弓河荘上村雑掌従蓮訴状案(宝簡一三一―一八二、阿弓河二一八号)。

(38) 「文永二二年カ」静舜書状并某勘返状(又統五七一―一五三、阿弓河二〇三号)。静舜筆の文書は、伊藤・鎌倉(二〇二二)の「阿弓河荘関係史料目録」の備考欄に指摘がある。静舜の筆跡には特徴があつて(たとえば「親」の字など)、筆跡の同定が比較的やりやすい。

(39) 「建治元年二二月カ」阿弓河荘雑掌重訴状案(又統七九一―四四四、阿弓河二二一号¹²⁾)。

(40) 熊谷隆之「六波羅における裁許と評定」(『史林』八五―一六、二〇〇二年)。

(41) 阿弓河荘相論沙汰文書案(又統七九一―四四四、阿弓河二二二号)。

(42) (1)乃時・静舜書状(又統七九一―四三八、阿弓河二三四号)。(2)六月二四日某書状(又統七九一―四三九)。(3)静舜書状(又統七九一―四四〇、阿弓河二二〇号)。(4)六月一日某(快猷カ)書状(又統七九一―四四一、阿弓河二〇〇号)。(5)六月一七日静舜書状(又統七九一―四四二、阿弓河二〇八号)。(6)六月二〇日某(教□)書状(又統七九一―四四三)。伊藤・鎌倉が指摘するよ
うに、(4)は筆跡から快猷書状とみられる。

(43) 既存の刊本は「可埒明」とするが、ここでは「可持向」と読んだ。

(44) 〔建治元年二月カ〕阿弓河莊雜掌訴狀案（又統七九一四四四、阿弓河二二二号(14)）。

(45) 伊藤・鎌倉（二〇二一）は、円満院が静舜・快猷を沙汰雜掌に補任したとみている。

(46) 八月一九日法橋快真書狀案（又統五七一一四五、阿弓河一八八号）。

(47) 建治三年二月二日法印任快裏書（又統一三四一一九二五、阿弓河七号裏）。建治三年二月二日法印任快裏書（御影堂文書〈図版8〉、阿弓河二四二号裏）。

(48) 関係文書のなかには、任快が直接阿弓河莊に関与する以前の文書（正文）も含まれる。任快は平等院門跡の庁務であったとみられる。具体的な入手経路は明らかにできないが、先任の預所などから入手した可能性などが考えられる。

(49) 上莊では、地頭が雜掌の所務を打ち止め、年貢公事の全く徴収ができない状態が翌建治二年も続き、相論が継続した。一方、下莊の相論がその後史料にみえないのは、下莊地頭宗氏が雜掌の所務を受け入れたからだろうか？

(50) 建治元年一月二八日阿弓河莊上村百姓等申状（又統七八一四二三、阿弓河二一九号）。

(51) 浅古弘他編『日本法制史』第1部第5章〔執筆西村安博〕（青林書院、二〇一〇年）。

(52) 担当奉行人の宿所が「奉行」の「所」という意味で「奉行所」と称され、訴陳状等の提出先と保管所として機能していた〔高

橋一樹二〇〇四、四〇九頁以下〕。建治二年一月二五日に湯浅宗親と沙汰雜掌が六波羅殿の中門において「問答」（議論）となり、出頭したのが所務雜掌の従連でないことを理由に「問答」（口頭の対決）を拒んだ（阿弓河二二二号(10)(12)）。訴訟人の内問答は、奉行人の宿所だけでなく探題館でも行われたのだろうか。

(53) 沙汰未練書によれば、訴訟人の問答は、まず奉行所で「内問答」を行い、その後引付で問答（引付問答）をとげる。酒井紀美が、実例に即して内問答の実態を明らかにしている（六波羅探題における「内問答」と「言口法師」「中世社会と声のことば」吉川弘文館、二〇二三年、初出二〇一一年）。内問答では、担当奉行の前で対決した訴訟人の言い分を記した「申詞記」を作成する、訴訟人が持参した訴状・陳状の正文を一巻にまとめて内容を確定する、という二つの作業がなされたという。

(54) 嘉禎元年二月二十九日桜井宮覚仁法親王契状案（又統五七一一四七、阿弔河一〇二号）。

(55) 建治二年六月五日阿弔河莊雜掌申状案（又統五七一一四七、阿弔河二三〇号）。端裏書に「折替案文不_レ用」とあるように、訴訟には使用されなかった。

(56) 伊藤・鎌倉は、唯淨の起草した建治二年二月の訴状草案（又統三四一三五八、阿弔河二二六号）が「地頭請所の継続自体を否定することを盛り込ん」でいるとみて、快猷は唯淨の方針に乗って訴状を整えたとする（伊藤・鎌倉二〇二二、二二頁）。しかし、「嘉禎御契状」は地頭の主張の証文たりえないから、わざわざ「正文の沙汰には及ばない」（建治二年カ）七月二三日齋藤唯淨書状（又統七九一四五一、阿弔河二二三号）というのが唯淨の認識であった。また、静舜書状が引く「先謀書沙汰□
ほとに、自余者被_レ閣候ぬと仰候也」（阿弔河二一〇号）という発言は唯淨のものだろうか。

(57) 「建治二年カ）六月九日快猷書状（又統七九一四五三、阿弔河二〇七号）。

(58) ①建治二年六月日阿弔河莊雜掌重訴状案（又統七九一四四八）。②建治二年六月日阿弔河莊雜掌重訴状案（又統五七一一一五五、阿弔河二三三五号）。①は唯淨筆、②は静舜筆である。事実書二行目の①「宗親申」が、②で「宗親申状」とある以外

は字句に違がないので、『大日本古文書 高野山文書』（一四四八号）では本文を省略している。

(59) 預所宛とみられる静舜書状（阿弓河二一〇号）に「又訴^{状カ}□案令^レ進候。此にハ被^レ書留^レ候□あそはされ候て可^レ給候」とある。

(60) 唯浄筆の建治二年二月日阿弓河莊雜掌訴状案（又統三四一三五八、阿弓河二三六号）には「齋藤内兵衛入道基茂草^{（唯浄）}」と奥書があつて、これも唯浄が起草したことがわかる。唯浄が訴状を起草したことは、すでに黒田弘子が指摘している（黒田一九九〇、二二〇頁以下）。二問状（又統七九一四四八）、三問状（阿弓河二三三三三号）・建治二年八月日阿弓河莊雜掌訴状案（又統五六一一三三三、阿弓河二三三八号）は、唯浄の筆跡である。本格的な論戦になつてからは、唯浄が訴状を起草していた。

(61) 建治二年六月日阿弓河莊地頭湯浅宗親重陳状案。この二答状には同文の二通がある。ともに静舜筆で、①（又統五七一五一一、阿弓河二三三二号）、②（又統五六一一三三二、阿弓河二三三一号）である。①は二紙からなり、紙背には建治二年七月日湯浅宗親重陳状案（又統五七一五一一、阿弓河二三三六号）が書かれている。①の一紙の裏には「兵衛入道殿」とあり、齋藤唯浄宛の書状の封紙を再利用している。①には誤字の修正があるから、①が下書きで②が清書だろう。なお、訴陳状は原本を相論相手に送達し、三問三答の後、奉行所に返進した（石井良助二〇一八、一一八・一七七頁）。

(62) 建治二年六月日阿弓河莊雜掌重訴状案（又統七九一四四七、阿弓河二三三三三号）。唯浄筆の行書書きである。

(63) 森（二〇〇五）。また、梅田康夫「鎌倉期の奉行人について」(一)～(五)『金沢法学』五一―二、五二―一・二、五三―一、五四―一、二〇〇九―一一年）を参照。

(64) 高橋一樹によれば、鎌倉幕府の文庫には訴訟関係文書が「担当奉行人ごとに保存されてはいるが、その全貌を把握した帳簿、紀伊国阿弓河莊の文永・建治の相論（西谷）

あるいは個別データを縦横に引き出すことのできるインデックスは存在しないため、その担当奉行人（の「家」）に頼むか、少なくとも担当奉行人の名を明示しないことには、幕府側もわからない」状況であったという（高橋一樹二〇〇四、四一六頁）。

(65) 「東寺百合文書」 ㊦函二〇五号、〔正応三年カ〕名若狭国太良庄預所藤原氏女書状（『若狭国太良庄史料集成』第二卷二二五号）。

(66) 上杉和彦が訴訟当事者によって鎌倉幕府法が引用された事例を一覧表として提示している（鎌倉幕府法の効力について）『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出一九八八年）。幕府法が盛んに引用される背景には、こうした事情があったのではなか。

(67) 「東大寺文書」 弘安元年二月八日六波羅下知状（『増補鎌倉幕府裁許状集』下、二九頁）。

(68) 請所をめぐる訴訟に敗れた任快は、建治三年二月、所持する阿弓河荘文書を高野山に去り渡した（阿弓河七号裏、阿弓河二四二号裏）。これは、この文書群が彼にとつて無意味なものとなったからにはかならない。勝訴した湯浅氏は本所円満院に直結する請所の地位を確保した。この請所と任快の預所の役割はほぼ重複しており、預所職の存在する余地が消滅したことによる。

(69) 注(67)前掲六波羅下知状。なお、本稿では、ここの「関東御事書」を（箇条書き形式の）関東下知状と解釈した。

(70) 建治二年八月日（唯浄筆）阿弓河荘雑掌訴状案（又統五六―一三三、阿弓河二三八号）。

(71) 三浦周行「徳政の研究」（『法制史の研究』岩波書店、一九一九年、初出一九五―一六六年）。網野善彦『蒙古襲来』一四一頁以下（小学館、一九七四年）。

(72) 酒井智大「知行の構造と展開」(一)(二)『国家学会雑誌』一三六―三・四、五・六、二〇二三年)。ただし、弘安徳政の挫折以降は、幕府は公家政権の本主興行を後押ししながらも、自身では本主興行に敵対的な政策をとった(三六二頁)。

(73) 網野善彦『蒙古襲来』(一四三頁)など。

(74) 稲葉伸道「新制の研究」(『日本中世の国制と社会』塙書房、二〇二三年、初出一九八七年)。

【おもな参考文献】

赤澤春彦(二〇〇七)「紀伊国阿弋河荘に残された二通の訴状証文」(『古文書研究』六三)

石井進(一九九〇)『中世を読み解く―古文書入門』(東京大学出版会)

石井良助(二〇一八)『新版 中世武家不動産訴訟法の研究』(高志書院、元版は一九三八年)

伊藤哲平・鎌倉佐保(二〇一八)「紀伊国阿弋河荘とその史料(前編)」(『人文学報』五一四卷九号)

伊藤哲平・鎌倉佐保(二〇二二)「紀伊国阿弋河荘とその史料(後編)」(『人文学報』五一七卷九号)

伊藤哲平・鎌倉佐保(二〇二二)「紀伊国阿弋河荘とその史料(続編)」(『人文学報』五一八卷九号)

笠松宏至(一九七九)「中世法の特質」(『日本中世法史論』東京大学出版会、原形は一九六三年)

金泰虎(一九九四)「阿弋河庄における庄務権と文書」(『大阪市立大学大学院文学研究科 人文論叢』二二三)

金泰虎(一九九七)「庄園制支配と百姓結合の展開―紀伊国阿弋河庄」(『ヒストリア』一五五)

紀伊国阿弋河荘の文永・建治の相論(西谷)

七七三

黒田弘子（一九九〇）「裁判にゆれる庄園―法曹官僚唯浄と阿弇河荘」（阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本庄園史』東京堂出版）

黒田弘子（一九九五）『ミミラキリハナヲソギ』（吉川弘文館）

黒田弘子（一九九七）「紀伊の阿弇河荘」庄園の裁判」（藤木久志・荒野泰典編『庄園と村を歩く』校倉書房）

黒田弘子（一九九九）「百姓申状と本所裁判―紀伊国阿弇河荘」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅱ 鎌倉時代の社会と文化』東京

堂出版）

河野通明（一九八五）「阿氏河荘百姓カタカナ言上状全釈試案」（『歴史地理教育』三八一―三八三・三八九）

河野通明（一九八八）「阿弇河荘をめぐる寂楽寺と円満院」（寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、法蔵館）

佐藤進一（一九九三）『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、元版は一九四三年）

高橋修（一九九〇）「阿弇川庄の「馬入道願蓮」―正元と建治期相論の一断面」（『中世武士団と地域社会』清文堂、二〇〇〇年）

高橋修（二〇〇〇a）「湯浅党の構成」（『中世武士団と地域社会』清文堂）

高橋修（二〇〇〇b）「武士団、寺院、そして民衆―阿弇川庄における正元と建治期の相論」（『中世武士団と地域社会』清文堂）

高橋一樹（二〇〇四）「訴訟文書・記録の保管利用システム―鎌倉幕府の分事奉行人の「家」（『中世庄園制と鎌倉幕府』塙書房、初

出二〇〇二年）

高橋典幸（一九九九）「阿弇河荘の建治相論」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅱ 鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版）

仲村研（一九六五）「紀伊国阿弇河荘における片仮名書言上状の成立」（『庄園支配構造の研究』吉川弘文館、一九七八年）

西谷正浩（二〇〇六）『日本中世の所有構造』（塙書房）

西谷正浩（二〇一四）「荘園制の展開と所有構造」（『岩波講座日本歴史第8巻 中世3』岩波書店）

西谷正浩（二〇二三）「紀伊国阿弋河荘の本家・本所・預所」（『福岡大学人文論叢』五五巻二号）

古澤直人（二九八五）「鎌倉幕府法の成立」（『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年）

森幸夫（二〇〇五）『六波羅探題の研究』（続群書類従完成会）

【史料】

『深心院関白記』…大日本古記録。『花園天皇宸記』…史料纂集。

『弘安礼節』…群書類従。「山伏帳」…『日本大藏経』（第九十六巻）。

『鎌倉幕府追加法』…『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』。「沙汰未練書」…『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』。

『御成敗式目唯浄裏書』…『中世法制史料集 別巻 御成敗式目註釈書集要』。

東京大学史料編纂所データベース <https://www.uh.tokyo.ac.jp/ships/>

〔付記〕本稿では、高野山文化財保存会より許可をいただき、高野山文書の写真を掲載しました。ここに記して厚く御礼申し上げます。なお本研究は、福岡大学研究推進部の領域別研究部（課題番号二二三〇〇三）の助成を受けたものです。